

中期経営計画書

策定年月日	31 年 1 月 30 日
見直し年月日	4 年 4 月 1 日

法人名	公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター
-----	-----------------------

法人の設立目的	生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号。以下「生衛法」という。)に基づき、青森県における生活衛生関係営業(生衛法第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。)について、経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。
法人の経営目標	生活衛生関係営業の多くは経営基盤が脆弱な中小零細企業であり、ともすれば大企業の進出や業者間の過当競争によって経営が不安定に陥り、ひいては適切な衛生水準の維持向上が阻害される傾向にある。このような状況から生活衛生関係営業の健全な経営の確保を図り、これにより公衆衛生の維持増進を期するため、厚生労働省は昭和32年に制定された生衛法に基づき、生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の設立促進に努め、これらの組合を通じて営業者の自主的活動の促進を図ってきたが、昭和50年代に入り生活衛生関係営業を取巻く経営環境は営業施設の増加による過当競争や大企業の進出による事業分野の紛争が生じるなどますます厳しく、このような諸情勢に対応し生活衛生関係営業の振興及び経営の安定を図るため、昭和54年「生衛法」の改正により都道府県生活衛生営業指導センターの設立が法制化され、昭和58年に(財)青森県生活衛生営業指導センターが設立された。以上の経緯及び法の趣旨を踏まえて事業を計画し、適正かつ確実に実施する。 - 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化について相談に応じ、又は指導を行う。 - 生活衛生関係営業に関する利用者若しくは消費者の苦情を処理し、又は当該苦情に関し営業者及び生活衛生同業組合を指導する。 - 標準営業約款に関し営業者の登録を行う。 - 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会若しくは展示会を開催し、又はこれらの開催のあっせんを行う。 - 生活衛生関係営業に関する情報又は資料を収集し、及び提供する。 - 生活衛生関係営業の振興のための事業を行う。 - その他公益目的を達成するために必要な事業を行う。
中期経営計画における基本方針と目標	- 生活衛生指導事業(相談指導等事業)として、県補助金交付要綱に基づき、相談指導の実施体制の充実を図るとともに、株式会社日本政策金融公庫による貸付体制の効果的な活用を促進し、また、生活衛生関係営業が社会的要請に応じる対策として、地域福祉の増進を推進することにより公衆衛生の維持向上と業界の振興、経営の安定化を図る。 - 生活衛生指導事業(情報化整備事業)として、県補助金交付要綱に基づき、生活衛生関係営業に関する情報収集、分析、情報発信及び指導体制の効率化を推進する。 - 調査・研修事業として、(公財)全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として、生活衛生関係営業に係る景気動向等調査及び法令に基づくクリーニング師研修等を継続実施する。 - 標準営業約款登録事業として、(公財)全国生活衛生営業指導センターが厚生労働大臣の認可を受けて定めた標準営業約款に係る登録事務を継続実施するとともに、同制度の普及・啓発活動を行う。 - 生活衛生関係営業振興事業として、県補助金交付要綱に基づき、生活衛生関係営業の経営の健全化を通じて衛生水準の維持向上、消費者サービスの向上及び需要の開拓等を推進することにより、地域における生活衛生関係営業の活力ある発展と振興を図る。

目標達成に向けた具体的取組と取組指標					
① 相談指導事業の実施					
【取組内容など】 国要領に定める生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上、経営の安定化を図ることを目的として、事務所内相談室及び地区相談室の開設を行うほか、巡回相談指導を実施する。					
【指標(目標値)】： 相談指導件数 県補助金(国1／2)交付要綱に基づき計画している相談指導件数を目標値とする。					
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(最終年)
目標値	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
実績値	1,563	1,272	2,203	2,358	2,158
進捗率	111.64 %	90.86 %	157.36 %	168.43 %	154.14 %
2023年度の達成状況に係る法人自己分析・改善点			2023年度の達成状況に係る所管課分析・改善点		
生活衛生関係営業施設の整備、経営、税務及び衛生等に関する相談指導事業を実施した。相談者からは、経営上の参考になった、これからもお願いしたい等の意見、感想があり、今後とも引き続き事業を継続実施することとする。なお、2020年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う社会情勢を踏まえ巡回指導の規模を縮小し窓口相談及び地区相談を強化し、結果として、窓口相談が約5倍、地区相談が約2倍となり支援金や給付金などの相談が大幅に増加した。巡回指導については縮小したことから約4分の1となり総件数としては目標値の1,400件を少し下回った。2021年度から2023年度については巡回指導をこれまでどおりの頻度にもどすとともに、支援金、給付金などの相談が多かったことから目標値を大幅に上回った。			生活衛生関係営業施設の整備、経営、税務及び衛生等に関する相談事業を計画的に実施した。 令和4年度に引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の影響による生衛業の支援を図るため地区相談等を強化して実施したところ、結果として実績は目標値を大きく上回った。		
② 情報化整備事業					
【取組内容など】 国要領に定める生活衛生関係営業の経営の安定化、衛生水準の維持向上、業界振興を図ることを目的として、生衛業情報ネットワークシステム及びホームページの維持管理を行う。					
【指標(目標値)】： ホームページアクセス件数 県補助金(国1／2)交付要綱に基づき計画しているホームページアクセス件数を目標値とする。					
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(最終年)
目標値	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
実績値	10,613	17,372	21,599	18,473	23,500
進捗率	132.66 %	217.15 %	269.99 %	230.91 %	293.75 %
2023年度の達成状況に係る法人自己分析・改善点			2023年度の達成状況に係る所管課分析・改善点		
ホームページを随時更新し、生衛業者及び利用者・消費者に情報提供を行った。生衛業者の方からの窓口相談は経路としてホームページの場合が多くあることから、当指導センターのホームページアドレスを記載した資料を巡回指導の際に、また、研修会及び講習会において受講者に配付することなどにより広報を行ってきており、今後とも引き続き適時適切に継続実施することとする。2023年度については、エネルギー、物価高騰対策に関する支援制度等について掲載したところ、結果としてアクセス件数が目標値を大幅に上回り、あわせて窓口相談等が多い状況となっている。			ホームページを随時更新し、また、巡回指導、研修会、講習会等の機会を捉えてホームページをPRしたことが生衛業者等に定着したほか、エネルギー、物価高騰対策に関する支援制度等の情報を掲載したことで、目標値を大きく上回った。		
③ 調査・研修事業					
【取組内容など】 厚生労働省が生活衛生関係営業の振興施策を検討する基礎資料として、また、生活衛生関係営業の景気動向、設備投資動向等を定期的に把握し日本政策金融公庫が生活衛生関係営業に係る業務運営に資するためのアンケート調査を実施する。					
【指標(目標値)】： 調査回数 厚生労働省及び日本政策金融公庫の調査要領に基づく調査(回数)を確実に実施することを目標とする。					
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(最終年)
目標値	4	4	4	4	4
実績値	4	4	4	4	4
進捗率	100.00 %	100.00 %	100.00 %	100.00 %	100.00 %
2023年度の達成状況に係る法人自己分析・改善点			2023年度の達成状況に係る所管課分析・改善点		
委託契約に基づき調査を確実に実施し、厚生労働省が生活衛生関係営業振興施策を検討する基礎資料として、また、生活衛生関係営業の景気動向、設備投資動向等を定期的に把握し日本政策金融公庫が生活衛生関係営業に係る業務運営に資することに貢献した。調査結果については、冊子として関係者に提供したほかホームページに公開されており、今後とも引き続き委託先の方針に基づき確実に継続実施することとする。			委託契約に基づき調査を確実に実施し、目標値を達成している。		

④ クリーニング師研修等事業					
【取組内容など】 青森県知事の指定を受け、(公財)全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として法令に基づくクリーニング師研修及び業務従事者講習を実施する。					
【指標(目標値)】 : 研修事業の確実な実施 法令に基づくクリーニング師研修及び業務従事者講習を確実に実施することを目標とする。					
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(最終年)
目標値	1	1	1	1	1
実績値	1	1	1	1	1
進捗率	100.00 %	100.00 %	100.00 %	100.00 %	100.00 %
2023年度の達成状況に係る法人自己分析・改善点			2023年度の達成状況に係る所管課分析・改善点		
クリーニング業法に基づき県知事が指定するクリーニング師研修及びクリーニング業務従事者講習について、(公財)全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として確実に実施し、クリーニング師の資質の向上及びクリーニング業務従事者の資質の向上、知識の習得及び技能の向上に貢献した。今後とも引き続き法令に基づき確実に継続実施することとする。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、2021年度については第2型(通信)のみの開催としたが、2022年度以降は実施計画どおり第1型(会場開催)及び第2型(通信)により開催した。			公益財団法人全国生活衛生営業指導センターからの受託事業として、実施計画どおりに実施し、確実に目標値を達成している。		
⑤ 標準営業約款登録事業					
【取組内容など】 標準営業約款制度は、法令に基づき、消費者利益擁護の観点から、消費者の店舗選択の利便を図ることを目的として創設された制度であり、生活衛生関係営業の業種ごとに営業方法等に関し、役務等の内容及び施設設備の表示の適正化並びに損害賠償実施の確保の各事項について定めた約款に従って営業を行おうとする営業者の登録を行うものである。					
【指標(目標値)】 : 登録事務の確実な実施 法令に基づく登録事務を確実に実施することを目標値とする。					
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(最終年)
目標値	1	1	1	1	1
実績値	1	1	1	1	1
進捗率	100.00 %	100.00 %	100.00 %	100.00 %	100.00 %
2023年度の達成状況に係る法人自己分析・改善点			2023年度の達成状況に係る所管課分析・改善点		
厚生労働大臣が指定する5業種に属する営業を営む者から標準営業約款に従って営業を行おうとする旨の申出があった者について審査・登録事務を確実に実施した。また、制度の周知広報を行うことを目的として、ポスター等を生衛組合、標準営業約款登録店、青森県担当課、県内市町村担当課及び県(市)保健所等に送付し、本制度の普及及びリーフレットの配布について支援協力依頼を行った。今後とも引き続き継続実施することとする。			審査・登録事務を確実に実施し、目標値を達成している。 さらに制度の周知広報のため、関係機関等へポスター及びリーフレットの配布により支援協力依頼を行っており、適当である。		
⑥ 生活衛生関係営業振興事業					
【取組内容など】 県補助金交付要綱に基づき、生活衛生関係営業の振興を図り、もって地域の活性化に資するため、生活衛生同業組合と連携し、振興・活性化促進事業、後継者育成事業及び地域福祉増進事業を実施する。					
【指標(目標値)】 : 3事業の確実な実施 県補助金交付要綱に基づく3事業の確実な実施を目標値とする。					
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度(最終年)
目標値	3	3	3	3	3
実績値	3	3	3	3	3
進捗率	100.00 %	100.00 %	100.00 %	100.00 %	100.00 %
2023年度の達成状況に係る法人自己分析・改善点			2023年度の達成状況に係る所管課分析・改善点		
生活衛生同業組合と連携し、振興・活性化促進事業、後継者育成事業及び地域福祉増進事業の3事業を確実に実施し、生活衛生関係営業の経営に対する県民の理解を深め、また、生活衛生関係営業の振興を図った。2020年度については、生衛業の振興、活性化を図るため、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている社会情勢において、オンライン相談(会議)などの新しい生活様式に対応するための必要な機器の整備についても実施した。2021、2022年度については、感染症拡大防止の観点から事業の一部について実施を見送りすることとし、あわせて、食品衛生法の改正に伴うHACCPの義務化が1年間の猶予期間を経て2021年6月から完全に義務化されることとなったことを踏まえ関連事業を実施した。2023年度は、HACCP講習会に加え、レジオネラ症発症予防の観点から専門家による研修会を開催した。			生活衛生同業組合と連携し、(1)振興・活性化促進事業、(2)後継者育成事業及び(3)地域福祉増進事業を実施しており、目標値(各事業:年1回以上)を達成している。		

定数管理(役・職員数)		(単位:人 / 上段:計画、下段:実績)				
項 目		2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
常勤役員	県派遣職員					
	県職員OB					
	民間からの役員					
	プロパー職員					
	小計①	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
常勤職員	県派遣職員					
	県職員OB	1 1	1 1	1 1	2 2	2 2
	民間からの職員					
	プロパー職員	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2
	小計②	3 3	3 3	3 3	4 4	4 4
非常勤役員	県・市町村関係					
	民間からの役員	12 12	12 12	12 12	13 13	13 13
	小計③	12 12	12 12	12 12	13 13	13 13
非常勤職員	県職員OB	1 1	1 1	1 1	0 0	0 0
	その他の職員					
	小計④	1 1	1 1	1 1	0 0	0 0
臨時職員⑤		0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
合計(①～⑤)		16 16	16 16	16 16	17 17	17 17

計画の基本的考え方

県補助金交付要綱に基づき、役員は非常勤として、また、職員については、常勤3名、非常勤1名とし、実施する業務が青森県衛生行政に密接に関係することから、衛生行政に関する知識・経験を有する県OB職員を配置してきている。一方、近年、最低賃金ルールの徹底、生産性向上、受動喫煙防止対策、社会保険適用拡大など生衛業(生活衛生関係営業)を取り巻く状況は厳しく、組合等を指導する都道府県生活衛生営業指導センターの役割はますます大きくなり青森県における現人員配置体制においては事業の円滑な実施・推進が困難となってきた。このことを踏まえ、県担当課と協議を行い2022年度は非常勤1名を常勤職員とする体制強化を行うこととした。

なお、大手資本の生衛業への参入が拡大化してきており小規模事業者が大半を占める地元生衛業者の経営が厳しくなっている状況において、さらに近年の社会情勢により生衛業者の経営が困難となってきた。経営の悪化が衛生水準の低下となることのないように、国、県の生衛業の経営安定化のための振興対策及び衛生の確保に向けた事業を推し進める指導センターの活動が重要となっているところであり、2023年度以降についても経営指導員常勤3名体制を維持することとして事業を推進することを要望し、限られた財源である補助金を2022年度同様に計画的に有効に活用することとして、補助金交付要綱における人件費基準額の総額の限度額範囲内となるように人員配置を計画することとする。

2023年度の実績に係る法人自己分析・改善点	2023年度の実績に係る所管課分析・改善点
国の関係法令及び県補助金交付要綱(国1/2)に基づき、事業の確実な実施を行うために必要かつ適正な定数管理運営を継続することとする。	人件費を含めセンターの事業の大部分は国及び県からの補助金で賄われており、計画どおり実施されていることは適当である。

経営状況(収支計画)				※一般社団法人、公益社団・財団法人用（単位：千円 / 上段：計画、下段：実績）				
項 目				2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
一般正味財産増減の部	経常増減の部	経常収益	基本財産運用益	1 1	1 1	1 0	1 0	1 0
			受取会費	250 250	250 250	250 250	250 250	250 250
			受取補助金	20,654 20,542	20,654 21,798	20,654 20,166	20,654 21,216	20,654 20,967
			事業収益	1,987 1,978	1,987 2,031	1,987 1,961	1,987 2,028	1,987 2,156
			雑収益	1 347	1 4,973	1 3,234	1 2,092	1 1,867
		計	22,893 23,118	22,893 29,053	22,893 25,611	22,893 25,586	22,893 25,240	
		経常費用	事業費	5,997 6,259	5,997 11,457	5,997 8,488	5,997 7,632	5,997 7,509
			管理費	15,904 15,792	15,904 16,490	15,904 15,938	15,904 16,992	15,904 16,499
			(うち人件費)	15,904 15,792	15,904 16,490	15,904 15,938	15,904 16,992	15,904 16,499
				(うち減価償却費)	0	0	0	0
			その他	992 1,079	992 1,099	992 1,171	992 948	992 1,218
	計		22,893 23,130	22,893 29,046	22,893 25,597	22,893 25,572	22,893 25,226	
	当期経常増減額			0 -12	0 7	0 14	0 14	0 14
	経常外増減の部	経常外収益		0	0	0	0	0
		経常外費用		0	0	0	0	0
		当期経常外増減額			0 0	0 0	0 0	0 0
	当期一般正味財産増減額			0 -12	0 7	0 14	0 14	0 14
	一般正味財産期首残高			5,412 5,425	5,412 5,413	5,412 5,420	5,412 5,434	5,412 5,448
一般正味財産期末残高			5,412 5,413	5,412 5,420	5,412 5,434	5,412 5,448	5,412 5,462	
指定正味財産増減の部	受取寄付金			0	0	0	0	0
	一般正味財産への振替額			0	0	0	0	0
	当期指定正味財産増減額			0	0	0	0	0
	指定正味財産期首残高			5,160 5,160	5,160 5,160	5,160 5,160	5,160 5,160	5,160 5,160
	指定正味財産期末残高			5,160 5,160	5,160 5,160	5,160 5,160	5,160 5,160	5,160 5,160
正味財産期末残高			10,572 10,573	10,572 10,580	10,572 10,594	10,572 10,608	10,572 10,622	

計画の基本的考え方

事業に係る主な財源は、賛助会費、県からの受取補助金及び(公財)全国生活衛生営業指導センター受託金等であり基本的に大きな変動はないことを踏まえ、収益と費用のバランスを図りながら事業を実施することとし計画する。

計画との乖離状況	(当期一般正味財産増減額)	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
	(正味財産期末残高)	0.01 %	0.08 %	0.21 %	0.34 %	0.47 %

※計画との乖離状況(計算式)＝ |(計画値-実績値)| ÷ |計画値| × 100

2023年度の実績に係る法人自己分析・改善点	2023年度の実績に係る所管課分析・改善点
事業に係る主な財源は、賛助会費、県からの受取補助金及び(公財)全国生活衛生営業指導センター受託金等であり基本的に大きな変動はないことを踏まえ、収益と費用のバランスを図りながら適切に事業を実施した。なお、2023年度についてはインボイス制度に関する研修会や未だに新型コロナウイルス感染症の影響を受けている生衛業者、エネルギー、物価の高騰等により経営悪化した生衛業者に対する厚生労働省の緊急支援対策に係る事業を実施したことにより2022年度と同程度の雑収益があった。	人件費を含めセンターの事業の大部分は国及び県からの補助金で賄われていることから、収益と費用のバランスを図りながら計画どおり事業が実施されていることは適当である。

長期借入金償還計画		(単位:千円/上段:計画、下段:実績)				
項 目	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
前年度借入残高	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0		
当該年度借入額(新規)	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0		
当該年度元金償還額	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0		
当該年度末借入残高	0	0	0	0	0	
	0	0	0	0		

計画の基本的考え方
事業に係る経常収益の約8割が青森県の単年度補助金であり、長期借入を行わない。

計画達成率	(年度元金償還額)	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %
	(年度末借入残高)	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %

※計画達成率(計算式)＝ 実績値 ÷ 計画値 × 100

2023年度の実績に係る法人自己分析・改善点	2023年度の実績に係る所管課分析・改善点
事業に係る経常収益の約8割が青森県の単年度補助金であり、長期借入を行わずに事業を実施することとしており、2023年度についても方針どおり借入せずに運営している。	経常収益の約8割が青森県の単年度補助金であり、長期借入を行わずに事業を実施しており適当である。

中期経営計画に対する所管課の意見

基本方針について	公益財団法人青森県生活衛生営業指導センター(以下「センター」という。)は、生衛法に基づき設立された法人であり、当該基本方針は法の目的に即しており適当であると考えられる。
目標設定について	センターが行う事業は生衛法に定められており、また事業費の大部分は国及び県からの補助金で賄われている。 当該具体的取組・指標に係る計画については、生衛法の規定及び補助金の目的に即しており適当であると考えられる。
定数管理について	人件費を含めセンターの事業の大部分は国及び県からの補助金で賄われており、当該定数管理計画については、センターが行う事業の内容及び規模に照らし合わせ、適当であると考えられる。
収支計画等について	人件費を含めセンターの事業の大部分は国及び県からの補助金で賄われており、当該収支計画については、センターが行う事業の内容及び規模に照らし合わせ、適当であると考えられる。

所管課の方針

今後の県としての関与について	生衛法に基づき、今後もこれまでと同様に、必要な助成をしていく予定である。
----------------	--------------------------------------

2023年度の実績に係る所管課意見等

改善すべき点等	各種相談事業の実績が大幅に増えており、評価に値する。今後はオンラインによる相談も可能とする体制整備が望まれる。 ホームページのアクセス数も着実に伸びているため、より効果的な情報発信に向けて取り組んでいただきたい。
---------	---